

06. 環境配慮指針（食品・飲料製造業、弁当製造業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー	悪臭	排気口、焼却炉、排水口、食品残さ置場等
水質汚濁	厨房排水等（油水分離槽、浄化槽など）、自動車洗車排水		
騒音振動	空気圧縮機、製品の集配作業等（荷物の積み下ろしなど）		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法
	廃棄物焼却炉	ガス・イキシ類対策特別措置法
	直接加熱型の湯煮施設	県条例
粉じん	穀物用製粉機	県条例
水質汚濁	原料処理施設、洗浄施設（洗びん施設及び流送施設を含む。）、湯煮施設、圧搾施設、脱水施設、ろ過施設、濃縮施設、精製施設、分離施設、搾汁施設、蒸留施設、原料浸せき施設、渋だめ及びこれに類する施設、抽出施設、粗製あんの沈でんそう、洗米機 （対象業種：畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業、みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース又は食酢の製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業、米菓製造業又はこうじ製造業、飲料製造業、動植物系油脂製造業、イースト製造業、でん粉又は化工でん粉製造業、ぶどう糖又は水あめ製造業、めん類製造業、豆腐又は煮豆の製造業、インスタントコーヒー製造業、冷凍調理食品製造業） 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	水質汚濁防止法
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	穀物用製粉機	騒音規制法
振動	圧縮機	振動規制法、県条例
悪臭	調味料の製造又は穀物の加工に用する加熱型の乾燥施設	県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・飲料製造業や弁当製造業などにおいては、弁当容器等の回収・再利用を心掛けてください。
- ・換気扇の位置や脱臭装置の設置等、調理に際して発生する臭気の飛散防止対策について御配慮ください。
- ・油水分離槽の維持管理・清掃を徹底し、十分に滞留時間のある容量とするよう配慮してください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）